

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ツクイ春日部	所在地	春日部市栄町三 一八二	サービスの種類	通所介護	廃止年月日	平成十九年五月三 十一日
	総合福祉ツクイさ いたま		蕨市北町五―一 二―三五	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護		平成十八年五月三 十一日
	福祉用具貸与						平成十六年十月一 日

<p>さくらそう薬局</p>	<p>共創未来 鴻巣薬局</p>	<p>デイサービスセンター しあわせ花園</p>	<p>株式会社アットホーム本店</p>	<p>ケアプラン あゆみ</p>					
<p>富士見市水谷東 一〇一八</p>	<p>鴻巣市本町六 五七</p>	<p>所沢市花園二 四〇五</p>	<p>草加市瀬崎六 一〇二五</p>	<p>入間郡毛呂山町 川角五三</p>					
<p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>通所介護</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p>	<p>特定福祉用具販売</p>	<p>福祉用具貸与</p>	<p>居宅介護支援</p>
<p>令和三年五月三十一日</p>	<p>令和三年四月三十日</p>	<p>令和三年三月三十一日</p>	<p>令和三年六月三十日</p>	<p>令和三年七月三十一日</p>					